別記様式第２号（第８条関係）　　　　　　　　　（１面）

景観計画区域内における行為の届出書

行為の届出を受理した日から**３０日間は、行為の着手が制限されます。**（景観形成基準に適合していないと判断された場合、**最大９０日間までの延長されます。**）そのため、**できる限り早い段階での事前相談**をお願いします。

令和３年　４月　１日

届出者（事業主）
住　所　足立区○○一丁目○番
氏　名　○○　○○
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

令和２年７月から押印不要となりました。

景観法第１６条第１項の規定により届け出ます。

建築物の名称等があればご記載ください。

１　計画の名称		（仮称）○○マンション△△本町　建設計画
２　行為の場所	地名地番	足立区中央本町△—△
	住居表示	足立区中央本町□—□
	地域区分	□隅田川沿川特別景観形成地区 □日暮里・舎人ライナー沿線特別景観形成地区 □垳川沿川特別景観形成地区 □見沼代親水公園周辺特別景観形成地区 □西新井大師特別景観形成地区 ■上記以外の地域

（注意）

１　※欄には、記入しないでください。

副本は正本をコピーしたものでも可能です。

２　正本・副本各１部、計２部提出して下さい。

３　適合状況説明書、付近見取図、配置図、外構図（緑化含む）、現況写真、立面図（全面。うち２面以上、彩色が施されたもので、日本産業規格 … 彩度の三属性の値（以下「マンセル値」とい … その他景観形成の説明に必要な …

立面図について

・各面の立面図の着色する部位に、使用する色彩のマンセル値を記載してください。

・２面以上は、各色の使用範囲が分かるように着色してください。（可能であれば４面着色してください）

・増築の場合は、増築部分だけでなく既存部も含めた立面図（マンセル値記載）を提出してください。

４　設計又は施行方法の変更の … 第７項各号に該当することとな … い。

５　行為を完了（中止）した場 … てください。

※　足立区受付欄

連絡先
東京都足立区◆◆○－△－×
○×建築設計事務所担当：□□
０３-ＯＯＯＯ-××××

（日本産業規格Ａ列４番）

建築基準法の手続きで扱う「**用途**」を記入してください。

3　届出対象行為の種類、設計又は施行方法

届出対象行為

行為の内容

（１）　建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第１６条第１項第１号)

区　分　[✓ 新築]・増　築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)

用途	高さ	階数
共同住宅	２２.０５m	７階

地区計画に該当する場合
地区計画の名称：

敷地面積	延べ面積
１６５.２４m²	５７１.３１m²

外壁色彩のマンセル値
外壁基本色
色相(８ＹＲ)／明度(８.５)／彩度(１.５)
強　　(大規模建築物のみ)
　)／明度(　　　)／彩度(　　　)
勾配
)／彩度(　　　)

外壁基本色...外壁の中で、最も大きな面積を占める色について記載してください。他の使用色については、立面図に記載してください。

強調色...色彩基準III(大規模建築物)については、強調色(外壁面の1/5以下)の基準があります。大規模建築物の場合、記載してください。

屋根色...色彩基準II及びIVについては屋根色の基準があります。勾配屋根の場合、記載してください。

（
繕・模様替・色彩変更)
m²
高さ
m

（
第１
開発行為(景観法第１６条第１項第３号)
法面及び擁壁の高さ　m
法面及び擁壁の長

採(条例
項)
樹高　m
幹周り　m

着手日について
根切り工事その他の基礎工事は、行為着手制限に含まれません。地上部分の施工開始予定時期を記載してください。

着手予定日　令和３　年　６　月　１　日
完了予定日　令和４　年　３　月　３１　日

行為を行う際に、建築基準法や都市計画法等、許認可を取得した場合、記載してください。

許可等を取得する他法令の名称
例）都市計画法第５３条、都市計画法第５８条の２、等

5　関連協議等

大規模建築物等の建築の事前協議案件（景観条例２０条）又は個別建設事業の事前協議案件（景観条例２４条）の場合
事前協議書受付番号：　　年度第　　号
事前協議完了年月日：　　年　　月　　日

足立区景観審議会(景観形成調整部会)の事前協議を行った場合、記載してください。

6　周辺地域への情報提供等

種別
□説明会（
□その他（

情報提供を行った日又は期間
年　　月　　日　～
年　　月　　日
人数　　　人

景観に関する情報提供を行った場合、記載してください。

それに対する措置

7　備考

（日本産業規格Ａ列４番）